

わが国における原価会計から 公正価値会計への変化の要因分析

宮本幸平
神戸学院大学

要 旨

本考察は、2000 年以降、IFRS がわが国の会計制度に組込まれ、原価会計から公正価値会計へと基軸が変化している要因につき、経済学の分析ツールである「比較制度分析」を用いて分析することを目的としている。

「比較制度分析」の先行研究に基づくモデル分析の結果、「情報の非対称性」の存在による資金提供者の利得減少のメカニズムが明らかにされるとともに、公正価値会計情報（金融（派生）商品の含み損益など）の表示によって当該減少が緩和され、余剰資金運用活動の正確な査定が可能になることが示されている。これが、公正価値会計に含まれる有効機能であり、わが国の経済社会における当該是認が、IFRS 導入の一要因になったと結論付けている。

また、別のモデル分析では、資金受領者が「リスク中立的」であれば、「情報の非対称性」が存在しても資金提供者の利得が減少しないことが示された。これにつき、わが国企業の現況を見れば、相対的に「リスク回避的」な傾向にあり、かつ手持ち資金が潤沢でない「破産制約」の状態であると判断できることから、やはり「情報の非対称性」の存在が、資金提供者の利得減少の要因になっていると判断した。そこで、公正価値会計による追加的な情報の表示が有用であり、わが国における当該是認が、IFRS 導入の一要因になったと結論付けた。

I 考察の目的

本考察は、2000年以降、IFRSがわが国の会計制度に組み込まれ、原価会計から公正価値会計へと基軸が変化している要因につき、経済学の実証分析ツールである「比較制度分析」(comparative institutive analysis)を用いて分析することを目的とする^①。

近年において、諸外国で採られた会計制度上の重大な変革的措置として、公正価値による資産および負債の評価を挙げることができる。具体的には、市場価格や将来キャッシュ・フローの割引現在価値によってそれら进行评估し、前年からの増減額を損益認識するものである。欧米では、1980年代以降、金融商品開発の急速的な進展に呼応して、公正価値による当該評価が制度として確立されていった。わが国でも、こうした動きに追随するかたちで、1999年に、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」が設定されている。

当該事項に関し、アメリカでは、原価と公正価値のいずれが優位であるか最重要論点として論じられ、公正価値が原価よりも目的適格的であると結論付けられた経緯がある(藤井[2011], 29頁)。こうした趨勢を勘案し、財務会計基準審議会(FASB)は、国際会計基準審議会(IASB)と共同で検討作業を行い、その成果として「改訂概念フレームワーク」を2010年に公表した。そこでは、資産・負債の公正価値評価が目目とされ、「信頼性」(reliability)に換わる「忠実な表現」(faithful representation)が、財務情報の基礎的な質的特性に位置付けられている。わが国でも、2018年に、企業会計基準委員会(ASBJ)において、公正価値測定に関するガイダンス及び開示に関する会計基準等の構成につき検討されている。またそこでは、IFRS第13号「公正価値測定」をベンチ

マークとする旨が示されている。

従前の、歴史的な原価に依拠して利益が計算される会計制度のもとでの、プリンシパル(資金提供者)とエージェント(資金受領者)の契約について見れば、多くの場合、エージェントが良質の情報を保有していた(藤井[2017], 25頁)。そしてそこでは「情報の非対称性」(information asymmetry)が生成され、これが「隠された行動」(hidden action)を誘発した^②。かかる状況において公正価値会計が適用されれば、プリンシパルが、余剰資金運用活動の成果に関する追加情報を獲得できる。より具体的に言えば、保有する金融(派生)商品の含み益および含み損を把握できるのである。これにより、「情報の非対称性」の緩和化が達成され、プリンシパルにとって、適正な判断による利得増加が期待できる。わが国でも、こうした機能に対する期待から、IFRSが規定する公正価値会計を制度に組み入れたと推察することができる。

そこで以下の考察では、公正価値会計への制度変化の要因分析を目的に、まず、「規範演繹的研究」を結論導出の方法に用いる意義につき説明する(第II節)。そして、当該方法に沿い、「情報の非対称性」が存在する場合に、資金提供者(プリンシパル)の利得が減少するメカニズムにつき、「規範演繹的研究」を達成できるツールである「比較制度分析」を用いて明らかにしていく(第III・第IV・第V節)。しかる後、考察を総括し、原価会計から公正価値会計へと制度変化した要因につき、導出結論を明示する(第VI節)。

II 本考察の結論導出に「規範演繹的研究」を用いる意義

以上のように本考察では、わが国における会計制度の基軸が、原価会計から公正価値会計へ

と変化した要因を明らかにするのが目的である。まず本節では、社会科学的研究の一方法である「規範演繹的研究」につき、これを考察の結論導出方法とする意義について説明する。

上記のように重大な制度変化がわが国で起こったのは、従来の原価会計制度に何らかの現実的問題が生じたためと考えることができる。こうした、社会制度に内在する問題に対し、会計学を含む社会科学においては、「当為」（いかにあるべきか）およびその根拠の提示が、度々重視される（徳賀 [2012a], 1 頁）。そして、「当為」と根拠の正当性を示すための方法として、目標仮説を設定したうえで、その妥当性を特定の理論に依拠した演繹的推論により検証する「規範演繹的研究」が、しばしば採用されている^③。

より詳しく言えば、設定される目標仮説につき、そこには必ず「当為」が含まれており、かかる「当為」とその根拠を含んだものが「規範」となる（同上, 2 頁）。したがって「規範演繹的研究」においては、設定された目標仮説に含まれる「当為」とその根拠が、普遍性および妥当性を具備することにつき、特定の理論を用いて演繹的に推論することが眼目となる^④。

本研究について見れば、その目的は、原価会計から公正価値会計へと変化した要因を明らかにすることにある。公正価値会計との対比において、原価会計に存在する主要な問題と考えられるのは、資産・負債の公正価値が測定されず、含み損益が表示されないため、適正な業績評価が出来ないことである。そこで、この問題に対する目標仮説として、「公正価値会計によって『情報の非対称性』が緩和される」が設定される。そこに含まれる「当為」は、「公正価値会計を制度の基軸に据える」である。その根拠には、「公正価値会計が原価会計よりも追加的に有用な情報を表示できる」が示される。

そして、明示された当該根拠につき、普遍性・妥当性を持つことを演繹的に推論することで、目標仮説が適切であるかを検証できる。もし、公正価値会計により有用な追加情報が得られると考えるのが妥当と演繹されれば、当該制度へと変化した要因が、資産・負債の公正価値評価による「情報の非対称性」の緩和機能にあると判断できる。

そこで以下では、冒頭で述べたとおり、経済学の分析ツールである「比較制度分析」を援用し、「当為」の根拠である公正価値会計の相対的有用性について、演繹的に考察する。経済学の「比較制度分析」においては、契約理論もしくはゲーム理論を用い、「情報の非対称性」が存在する現実世界において効率的な資源配分を達成する制度につき研究されている（中林・石黒編 [2016], 3 頁）。契約理論およびゲーム理論は、特定のモデルを設定してその均衡点を演繹的に解析するものであり、「規範演繹的研究」の達成が可能となる。そこで、以下の第Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ節では、契約理論の先行研究を本考察に適応させ、考察を進めていく。

Ⅲ 「情報の非対称性」の存在による資金提供者の利得減少メカニズム

本節では、「規範演繹的研究」の方法に沿い、目標仮説に含まれる「当為」の根拠である、「公正価値会計が原価会計よりも追加的に有用な情報を表示できる」ことを示すため、企業（以下、エージェントの立場）において「情報の非対称性」が存在するとき、資金提供者（以下、プリンシパルの立場）の利得が減少するメカニズムにつき、契約理論の先行研究を援用して説明する（本節以下では、中林・石黒編 [2016] からの引用につき、ページ番号のみを記してい

る) ⑤。

1. 「情報の非対称性」の存在で資金提供者の利得が減少するモデルの設定

最初に、「情報の非対称性」の存在によって資金提供者の利得が減少するモデルの前提として、資金提供者は、企業に資金を提供し、企業はこれを原資として利益獲得のための活動を行うこととする⑥。当該企業の生産性を“ y ”とし、高い場合 ($y=Y$) と、低い場合 ($y=0$) の2つがあると仮定する (94 頁)。また、企業が努力をした場合に生産性が高くなる確率が“ P ” ($0 < P < 1$)、企業が怠けた場合に生産性が高くなる確率が“ p ” ($0 < p < 1$) として与えられる (94 頁、ただし $P > p$)。

そして、企業が受取る利得は、資金提供者から受け取る資金 w と、自身が活動に投じた努力に依存しており、努力をした場合に、その利得は $u(w) - c$ である (94 頁)。ここで、 c は活動で生じる企業の不効用、 $u(w)$ は、資金 w により得られる企業の効用を表す (94 頁)。また、怠けた場合には、不効用 c がゼロとなり、その利得は $u(w)$ となる (95 頁)。他方、資金提供者の利得は、企業の実生産性 y (Y 又は 0) から出資額 w を差引いた $y - w$ である (95 頁)。

2. 「情報の非対称性」が存在しない場合の資金提供者の期待利得

そして、以上に示されたモデルにおいて、「情報の非対称性」が存在せずに「努力したか怠けたかを十分観察できる」状況を、「最善解」と呼ぶことにする (100 頁)。この状況のもとで、もしも企業が「リスク回避的」^⑦な選好をすれば、一定額“ W ”の提供により、資金提供者の費用を最小化できる (100 頁)。

そこで、一定額“ W ”につき、どこまで下げが良いか、その下限を制約条件として設定することができる。仮に、企業が当該資金提供者からの資金受け入れを拒否し、他から“ V ”という一定の利得を確保できるとし、かつ、資金提供者は真面目に働いてもらいたいとすれば、 $u(w) - c \geq V$ (個人合理制約: individual rationality) が成立する (100 頁)。資金提供者は、これを満たす最小の金額、即ち $u(W) = c + V$ を満たす“ W^* ”を企業に提示することになる (101 頁)。

3. 「情報の非対称性」が存在する場合の資金提供者の利得減少

次に、企業が「リスク回避的」で、「情報の非対称性」が存在して「努力したか怠けたかを十分観察できない」状況、即ち企業の「活動ぶり」が観察できないケースを想定する。この時、資金提供者にとっては、「企業の成果 = 生産性 = “ y ”」のみの観察が可能となり、一定額 (ここでは“ W ”) の出資ができなくなる (102 頁)。

このようなとき、生産性が高い場合 ($y = Y$) に資金提供額を“ wh ”、低い場合 ($y = 0$) に資金提供額を“ wl ”とする。そうすると、企業が努力をした場合に、受け取る期待利得は次のようになる (102 頁)。

$$P u(wh) + (1-P) u(wl) - c \quad \dots (1)$$

これに対し、企業が怠けた場合には、次のような期待利得を得る (102 頁)。

$$p u(wh) + (1-p) u(wl) \quad \dots (2)$$

そして、式 (1) が式 (2) を上回るような、式 (3) が満たされるとき、企業は生産性を上げるべく努力することを選好する。「比較制度分析」では、成立した式 (3) を、誘導整合性制約 (incentive compatibility) と呼んでいる⑧。

$$P u(wh) + (1-P) u(wl) - c \geq p u(wh) + (1-p) u(wl)$$

$-p) u(wl)$

$$\therefore (P-p)(u(wh) - u(wl)) \geq c \quad \dots (3)$$

以上より、企業が生産性を上げる努力をするときに満たされる制約条件は、個人合理性制約を表す $Pu_h + (1-P)u_l - c \geq V$ 、および誘導整合性制約を表す (3)式の2つで、これを満たす資金提供額“wh”と“wl”のなかで、資金提供者の期待利得である式 (4)を最大にするものが、資金提供者にとっての最適な資金提供契約となる⁽⁹⁾。

$$PY - (Pwh + (1-P)wl) \quad \dots (4)$$

ここで、PYは一定であるため、資金提供者にとっては、企業への資金提供額の期待値 $Pwh + (1-P)wl$ を最小化することにより、期待利得が最大値となる。この最適額（契約額）を (wh^{**}, wl^{**}) とすると、これは、上述の「個人合理性制約」の式と「誘導整合性制約」の式の両方が等式で満たされる、“wh”と“wl”の値により決定される。

そこで、効用水準 $u_h (= u(wh))$ と $u_l (= u(wl))$ を用いて、2つの制約式を書き直すと、次のようになる（104頁）。

$$Pu_h + (1-P)u_l - c \geq V \quad \dots (5)$$

$$(P-p)(u_h - u_l) \geq c \quad \dots (6)$$

そして、不等式 (5) と (6) をみたすような u_h と u_l の組合せのなかで、2つの式の交点である (u_h^{**}, u_l^{**}) において、資金提供者の出資額（期待値）の最小化が達成される⁽¹⁰⁾。

そこで、「情報の非対称性」が存在し、資金提供者が企業の「活動ぶり」を十分に観察できない場合、最適出資契約 (wh^{**}, wl^{**}) について、式 (6) の $(P-p)(u_h - u_l) \geq c$ および $c > 0$ 、 $P > p$ から、 $u(wh^{**}) > u(wl^{**})$ となり、かつ効用関数 u は出資額に関して増加関数であるため、 $wh^{**} > wl^{**}$ が成立する（105頁）。

この不等式の意味する所は、生産性が高いときに企業が得る wh が、生産性の低いときに得

る wl よりも低ければ、企業は追加的な費用 c をかけてまで、真剣に生産性を上げる努力をしないことである（105頁）。したがって資金提供者にとって、企業の生産性が高い場合には、生産性が低い場合よりも、相対的に多い出資額を支払わされることが明らかとなる（105頁）。

4. 小括 — 「情報の非対称性」の存在による資金提供者の利得減少 —

以上のモデル分析により、企業が「リスク回避的」で、かつ「情報の非対称性」が存在せずに「活動ぶり」が観察できる場合には、資金提供者が企業のリスクをすべて吸収できるため、出資を一定額“W”にできることが示された（106頁）。これに対し、企業が「リスク回避的」で「活動ぶり」が観察できない場合には、その生産性に応じて出資額が変動してしまい、 $wh^{**} > wl^{**}$ が成立するため、企業のリスクすべてを資金提供者が負担できず、効率的なリスク配分は達成されないことが確認された（106頁）。

現実的に見て、企業の「活動ぶり」としての生産性が直接に観察できない以上、次善の策として、達成される生産性に応じた出資額を決めることで、間接的に企業努力のインセンティブを引き出さざるを得ない（106頁）。そこにおいて、資金提供者は、効率的なリスク配分を諦めざるを得ず、企業にリスクの一部を負担してもらうことになる（106頁）。企業に固定的な資金提供（ここでは“W”）が行われてリスクが負担されない場合には、生産性向上のインセンティブを持たないからである⁽¹¹⁾。

この様な導出結論につき、これを本考察のテーマに引き寄せて考えれば、目標仮説である「公正価値会計によって『情報の非対称性』が緩和される」につき、その根拠である「公正価

値会計が原価会計よりも追加的に有用な情報を表示できる」は、妥当性を持つと判断できる。資金提供者である投資家および銀行は、企業における余剰資金運用の「活動ぶり」としての、金融（派生）商品の含み損益が観察できなければ、「隠された行動」の状態に陥る。当該活動の成果が十分に観察できず、結果として利得減少が生じる確率が高まるのである。こうした負の効果を減衰させるには、金融（派生）商品の公正価値評価とその表示が有効であり、このことに起因して、原価会計から公正価値会計へと、制度が変化したと考えることができる。

IV 企業の「活動ぶり」が観察できず資金提供者の利得減少を緩和できる条件

以上の考察により、エージェントである企業が「リスク回避的」でかつ「情報の非対称性」が存在する場合に、資金提供者の利得が減少するメカニズムが明らかとなった。これに対し、企業が「リスク中立的」⁽¹²⁾であることを前提条件とすれば、企業の「活動ぶり」を資金提供者が観察できなくても、最適の利得を獲得することが可能となる（中林・石黒編 [2016], 106 頁）。以下では前節に引き続き、比較制度分析の先行研究を援用して当該メカニズムを明らかにする（本節でも、中林・石黒編 [2016] からの引用については、ページのみを記す）。

1. 企業が「リスク中立的」で「働きぶり」が観察できるケース

いま、エージェントである企業が、利得の期待値の大きさのみが重要な「リスク中立的」志向でかつ生産性向上の努力をし、プリンシパルである資金提供者が、「働きぶり」を十分に観察できるケースを想定する。このとき、リス

ク・シェアリングの問題は生じず、企業に固定額を支払う必要が無くなる（106 頁）。そのため、資金提供者も企業も、提供資金額の期待値 $P w_h + (1-P)w_l$ の大きさだけに関心を持つ（106-107 頁）。したがって、企業が受け入れる最低の期待受取額は、個人合理性制約に起因して $P w_h + (1-P) w_l = V + c$ であり、資金提供者の期待利得は $P Y - (P w_h + (1-P) w_l) = P Y - c - V \dots (7)$ となるため、これを正と仮定すれば、条件式 $P Y - c - V > 0$ が導出される（107 頁）。

これに対し、企業が「リスク中立的」でかつ生産性向上の努力をせず、資金提供者が「働きぶり」を十分に観察できる場合は、 $p w_h + (1-p) w_l \geq V$ となり、企業における最低の期待受取額は、個人合理性制約により $p w_h + (1-p) w_l = V$ であるため、資金提供者の期待利得は $p Y - V$ となる（107 頁）。そして、「働きぶり」が観察できる時、資金提供者にとって、生産性を上げるべく企業に努力してもらった方が期待利得が高いと仮定すると、 $P Y - c - V > p Y - V$ より、 $P Y - c > p Y \dots (8)$ が成立する（107 頁）。

2. 企業が「リスク中立的」で「働きぶり」が観察できないケース

他方、企業が「リスク中立的」で、かつ「働きぶり」が十分に観察できない状況では、資金提供者が固定額を支払う必要がないため、支払額として、 $w_h = Y - T$ 、および $w_l = y - T$ (T : 固定額, $T = P Y - c - V$) が与えられる（107 頁）。支払額 w_h は、生産性 Y ($y=Y$) から資金提供者の期待利得を差し引いた額であり、支払額 w_l は、生産性ゼロ ($y=0$) から資金提供者の期待利得を差し引いた額となる。このような出資契約のもとで、企業が生産性向上の努力をした場合、その期待利得は、 $P w_h + (1-P) w_l$

$-c = PY - T - c \dots (9)$ となる (107 頁)。他方、生産性向上の努力をしなかった場合、企業の期待利得は $pwh + (1-p)wl = pY - T \dots (10)$ となる (107 頁)。

ここで、前項 (IV. 1) で設定された仮定によれば、生産性向上の努力をしてももらった方が出資者の期待利得が大きく、 $PY - c > pY \dots (8)$ が成立している。これにより、 $(9) > (10)$ が成立するので、企業は、生産性向上の努力をすることを選択する (108 頁)。そこで資金提供者は、 $P(Y - wh) + (1-P)(-wl) = T = PY - c - V \dots (11)$ の期待利得を獲得できる (108 頁)。これは、「働きぶり」が観察できる場合の期待利得である、 $PY - c - V \dots (7)$ と一致する (108 頁)。

そこで、もしエージェントである企業が「リスク中立的」で、プリンシパルである資金提供者が、「情報の非対称性」の存在により「働きぶり」を観察できない場合でも、それが観察できる場合と同等の利得を獲得することが可能となる (108 頁)。企業への出資につき、仕事の生産性そのものである $Y - T$ (即ち wh) を支払うことで、自身の期待利得と合致した目的を企業に持たせることができ、努力のインセンティブを与えることができるのである (108 頁)。同時に、固定額 $T = PY - c - V$ を出資額から差引くことで、資金提供者は、最善解 (プリンシパルがエージェントを観察できる状態での契約) と同じ期待利得を獲得することができる (108 頁)。したがって、企業が「リスク中立的」である場合、企業の「働きぶり」を資金提供者が観察できずに「情報の非対称性」が存在するときでも、各々が最大の利得を獲得できる。

以上の「規範演繹的研究」による導出結論につき、本考察のテーマに引き寄せて考えれば、まず、日本企業は海外企業と比べ、相対的に「リ

スク回避的」であると想定でき得る。リスクの変動に関心が無い場合に「リスク中立的」となるが、高度経済成長期を既に過ぎたわが国では、多くの企業で、そのような立場を採らないのである。そして、多くの企業が「リスク中立的」でなければ、「情報の非対称性」の問題が社会的に顕現化することになる。そこで、こうした企業への資金提供可否の意思決定には、追加の会計情報が必要となる。それへの対応の一端として、余剰資金運用活動で保有する金融 (派生) 商品の適切な価額評価と損益認識のために、公正価値会計が有用となる。

したがって、わが国の企業が置かれた上記状況を勘案すれば、目標仮説である「公正価値会計によって『情報の非対称性』が緩和される」につき、その根拠である「公正価値会計が原価会計よりも追加的に有用な情報を表示できる」は、妥当性を持つと判断することができる。そしてこれに起因して、原価会計から公正価値会計へと制度が変化したと考えることができる。

V 企業が「リスク中立的」でも資金提供者の利得が減少するケース

以上の考察により、企業が「リスク中立的」であれば、「情報の非対称性」が存在しても、資金提供者の利得最大化が達成可能であることが説明された。

ただし先行研究によれば、その場合でも、企業が保有する資金量に制約がある場合には、資金提供者の利得の最適化を達成できない状況が起こり得る。本節では、これまでと同様に「比較制度分析」の考察を援用し、その様な状態に陥るメカニズムを明らかにする (本節でも、中林・石黒編 [2016] からの引用につき、ページのみを記す)。

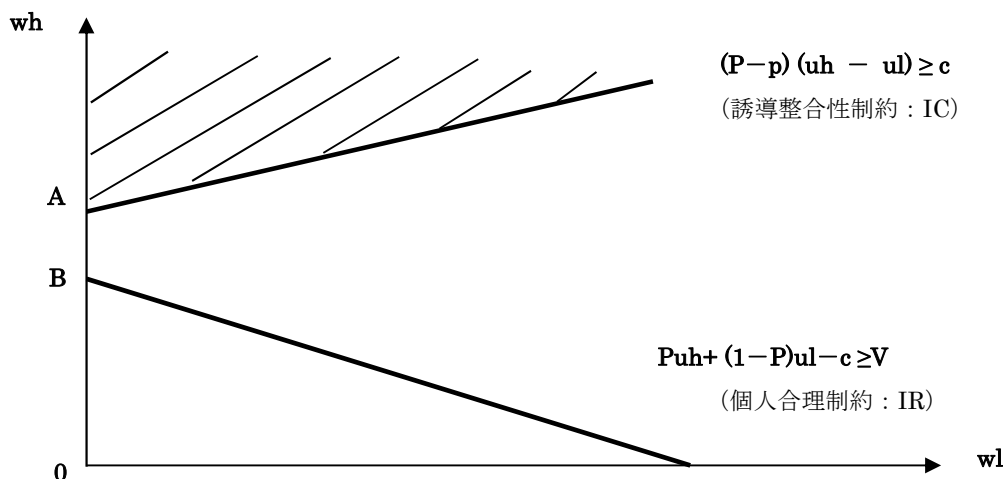
いま、ある企業が保有する資金が十分でないため、そこへの出資は常にゼロ以上が必要であり、 $w_h \geq 0$ 、および $w_l \geq 0$ を必ず満たされなければならないとする⁽¹³⁾。この場合、前節で示された契約は $w_l = -T = -(PY - c - V) < 0$ で、出資金がマイナスとなることから、契約が実行できない可能性が出てくる(108 - 109 頁)。

そこで次に、こうした制約が存在する場合に、資金提供者にとって、どのような資金提供契約が成立し得るかを考える。企業が「リスク中立的」な場合、資金提供者が直面する制約条件は、前述の $w_h \geq 0$ 、 $w_l \geq 0$ に加え、誘因整合性制

約 (IC) : $P w_h + (1-P)w_l - c \geq p w_h + (1-P)w_l$ 、および個人合理性制約 (IR) : $P w_h + (1-P)w_l - c \geq V$ である (109 頁)。

ここで、IR を等号で満たす組合せの直線よりも、IC を満たす組合せの方が上方にあると仮定する(図 1)。これは、他の出資者から得られる一定の出資額“V”よりも多い利得を、企業が必ず得られるケースである。そして、資金提供者の目的は、企業へ支払う資金の期待値 $P w_h + (1-P)w_l$ の最小化であることから、図 1 でこれを最小化する組合せは A 点になる (109 頁)。

図 1 破産制約が存在する場合の最適契約



出所：中林・石黒編 [2010]，110 頁。

なぜなら、まず個人合理性制約 (IR) : $P u_h + (1-P) u_l - c \geq V$ を等号で満たす賃金の組合せは、 $P w_h + (1-P) w_l = c + V$ である (109 頁、左辺は資金提供者が支払う金額)。同様にして、任意の定数 D に対して、 $P w_h + (1-P) w_l = D$ ($\therefore w_h = -\frac{1-P}{P} w_l + \frac{D}{P}$) となる w_h と w_l の組合せも、図中の直線 IR と同じ傾きを持つ (110 頁)。ここで、D は資金提供者の支出額の期待値の大きさを表しているの、D が小さいほど

資金提供者には望ましいことになる (110 頁)。異なる D の値に対して直線 $w_h = -\frac{1-P}{P} w_l + \frac{D}{P}$ を考えると、図 3 の斜線領域内で D が最小となるのは点 A であり、そこにおいて資金提供者の費用が最小値となる (110 頁)。

そこで、IC に $w_l = 0$ を代入すると $w_h = \frac{c}{P-p}$ となるため、 $(w_h, w_l) = (\frac{c}{P-p}, 0)$ が最適な出資金の組合せとなる (110 頁)。そしてこの時、資金提供者が得る期待利得は、 $PY - (P w_h + (1$

$(-P)wl) = PY - P \frac{c}{P-p}$ となる。これと、「活動ぶり」が観察できる場合の資金提供者の期待利得 $PY - c - V$ とを比べると、 $IR: Pwh + (1 - P)wl \geq V + c$, $wh = \frac{c}{P-p}$, $wl=0$ より、 $\frac{Pc}{P-p} \geq V + c$ となるため、 $PY - c - V \geq PY - \frac{Pc}{P-p}$ であり、資金提供者の期待利得は、「活動ぶり」が観察できる場合よりも小さくなる (110 頁)。したがって、破産制約が存在し、かつ“V” (他の出資者から得られる一定の出資額) よりも多い利得を必ず企業が得られる場合、その企業が「リスク中立的」であっても、資金提供者は最善解、即ち「情報の非対称性」が存在しない状況のもとで得られる利益獲得を達成できないことになる (110 頁)。

したがって以上より、企業の「破産制約」が存在するとき、企業に対し「働きぶり」を良くするインセンティブを与えるため、「生産性」が高いときに支払う資金を引き上げざるを得ず、支出額の期待値が必然的に上昇することになる (111 頁)。こうして、たとえ企業が「リスク中立的」であっても、そこに「破産制約」が存在する場合には、資金提供者の利得減少が生じることになる。

以上の「規範演繹的研究」による導出結論を、本考察に引き寄せて考えれば、わが国の多くの企業では、バブル崩壊やリーマン・ショック、および円高不況の影響により資金不足に陥り、「破産制約」と似通った状況が生じやすくなったと考えることができる。そこにおいては「隠された行動」の場合が誘発されやすく、延いては「情報の非対称性」の顕現化に繋がりやすい。たとえ企業が「リスク中立的」であっても、資金提供者にとっては、利得減少を余儀なくされる。そのため、企業の「働きぶり」、具体的には余剰資金運用活動において保有する金融 (派生) 商品の含み損益が観察できれば、「情報の

非対称性」を緩和することが可能となる。

こうして、わが国の多くの企業が「破産制約」に近似した状況にあることを前提とすれば、目標仮説である「公正価値会計によって『情報の非対称性』が緩和される」につき、その根拠である「公正価値会計が原価会計よりも追加的に有用な情報を表示できる」は、妥当性を持つと考えられる。そして、これに対する社会是認に起因して、原価会計から公正価値会計へとわが国の制度が変化したと考えることが可能である。

VI 考察の結論

以上のとおり、本考察では、IFRS がわが国の会計制度に組込まれ、原価会計から公正価値会計へと変化した要因につき、「比較制度分析」を用いて演繹的に分析された。ここで導出された結論の要諦は、次のとおりである。

- 企業が保有する金融 (派生) 商品の含み益・含み損の表示により、「情報の非対称性」が緩和され、余剰資金運用活動の正確な査定が可能になる。これが、公正価値会計に含まれる有用的機能であり、わが国の経済社会における当該是認が、公正価値会計導入の一要因になった。
- 企業の「働きぶり」を資金提供者が観察できず、「情報の非対称性」が顕現化している場合でも、企業が「リスク中立的」な場合には、双方が、最大の利得を獲得することが可能である。但し日本の企業は、海外企業と比べて相対的に「リスク回避的」であると想定ができるため、「働きぶり」を観察するために公正価値会計情報を利用する効用は大きい。わが国の経済社会にお

ける当該是認が、公正価値会計導入の一要因になった。

- ・ 企業が「リスク中立的」であっても、手持ち資金が少なく「破産制約」の状態に置かれていれば、「情報の非対称性」が顕現化し易く、これによって資金提供者の利得減少の可能性が高まる。そこで、企業の余剰資金運用活動が観察できれば、「情報の非対称性」の緩和化に繋がる。わが国の経済社会における当該是認が、公正価値会計導入の一要因になった。

このように、公正価値会計の制度化が進展すれば、エージェントが保有する資産の含み益・含み損をプリンシパルが把握でき、正確な業績の査定が可能となる。わが国では、こうした機能を社会の多メンバーが是認することにより、当該導入が進んだと考えることができる。また、わが国の企業は「リスク回避的」な傾向にあり、かつ手持ち資金が潤沢と言えないことから、「情報の非対称性」の存在がプリンシパルにとってマイナスに作用しており、これが公正価値会計導入を促進させたとも考えられる。

注

- (1) 「比較制度分析」は、経済システムをさまざまな制度の集まりと考えることで、資本主義経済システムの多様性とダイナミズムを分析しようとする経済学の研究分野である（青木・奥野編 [1996], 1 頁）。そこでは、経済社会の特質につき、①どのような制度配置がその内部に成立しているかによりさまざまな資本主義経済システムが存在しうる（資本主義経済システムの多様性）と見なし、②一つの制度が安定的な仕組みとして存在するのは特定の行動パターンが普遍的になればなる程それを選ぶことが戦略的に有利になる（制度の戦略的補完性）と見なしている（同上, 2 頁）。
- (2) プリンシパルが出資する以前に私的情報が存在する場合を「隠された情報」(hidden information)と呼び、出資した後に私的情報が存在する場合を「隠された行動」(hidden action)と呼ぶことがある（中林・石黒編 [2016], 93 頁）。本考察では、エージェントである「企業」が資金提供を受けた後に、「努力したか怠けたか」についての私的情報を有することが想定されるため、「隠された行動」の場合が前提とされている。
- (3) 徳賀 [2012b], 144 頁参照。また、目標仮説と、帰納的に観察された事実との乖離の大きさを指摘し、その解決策を提示する「規範帰納的研究」によっても、必然的結論が導出され得る（徳賀 [2012a], 1 頁）。「規範演繹的研究」においては、精度が高い演繹的推論が要求され、「規範帰納的研究」では、事実の観察に対する科学性の具備が必要となる（同上, 1 頁）。
- (4) 徳賀 [2012a], 2 頁参照。このように、一般的・普遍的な前提理論により、経験に頼らない個別的な結論、および会計の普遍的な説明に到達させようとするのが、演繹的推論の眼目である（徳賀 [2012b], 161 頁）。
- (5) 本節で取り上げる、中林・石黒編 [2016] のモデルは、宮本 [2018], 139-144 頁、および宮本 [2020], 120-123 頁でも取り上げられ、考察に援用されている（当該論考の責任は筆者にある）。そこでは、将来にエージェントが獲得する利得総計の現在価値である「フランチャイズ・バリュー」の査定を困難にするものとして、「隠された行動」の作用が説明されている。
- (6) 中林・石黒編 [2016] では、プリンシパルである「企業」とエージェントである「労働者」の間に交わされる契約が、モデルの前提である。これに対し本考察では、プリンシパルを「資金提供者」、エージェントを「企業」に置き換えて、同じモデルを援用している。一方が資金を提供したうえで、他方に対して活動のモニタリングを行うという関係が同一であると、ここでは判断している（本論考の責任は筆者にある）。
- (7) エージェント（ここでは企業）が、利得の期待値が同じならば受取金額変動のリスクを嫌う傾向にある場合、「リスク回避的」な選好を持っていると言う（中林・石黒編 [2016], 97 頁）。
- (8) 式 (3) では、企業が怠けず努力をすると、怠けた場合と比べて $P - p$ だけ、生産性が高くなる確率が上昇することが表わされている（中林・石黒編 [2016], 103 頁）。ここで、 c は努力をしたときに生じる費用なので、式 (3) は、努力をすることで得られる追加的利益が、追加的費用を上回ることを示しており、これが満たされたときに、企業は生産性を上げる努力を積極的に行うことになる（同上, 103 頁）。
- (9) この期待利得について見ると、確率 P で達成成果は高くなるので、このとき資金提供者は、 Y の生産性に見合った収入を得る。他方、確率 $1 - P$ で成果は低くなり、資金提供者は成果に見

合った収入=0を得るため、トータルの期待値は PY となり、これが資金提供者にとっての収入の期待値を示す。他方、資金提供者が支払う資金の期待値は、成果が高かったときには資金 w_h を支払い、成果が低かったときには資金 w_l を支払うので、 $Pw_h + (1-P)w_l$ となる。そこで、 PY からこれを差し引くことで、資金提供者の期待利得が $PY - (Pw_h + (1-P)w_l)$ となる(同上, 103頁)。

- (10) この理由については、中林・石黒編 [2016], 105 頁参照。また、補遺においても、具体的に説明されている。
- (11) 中林・石黒編 [2016], 106 頁参照。因みに、こうした非効率的リスク配分に起因して、資金提供者が獲得できる期待利得 $\Pi = PY - (Pw_h^{**} + (1-P)w_l^{**})$ は、企業の「活動ぶり」が観察できる場合の期待利得 $\Pi = PY - W^*$ と比べて低い値となる(同上, 106 頁)。
- (12) 利得の期待値の大きさのみが重要で、その変動には関心が無い場合、エージェント(ここでは企業)はリスクに対して中立的な立場にあると考えられ、この時「リスク中立的」と呼ぶ(中林・石黒編 [2016], 97 頁)。
- (13) この条件は「破産制約」と呼ばれる(中林・石黒編 [2016], 108 頁)。尚、中林・石黒編 [2016] では、「労働者がまったく資産をもっておらず、企業が支払う賃金が常にゼロ以上でなければならない。」という前提である。これに対し本考察では、企業が資金提供者から得られる一定額“ V ”よりも多く資金が得られることが前提であるため、 $w_h \geq 0$ 、および $w_l \geq 0$ が制約条件となっている。

参考文献

- 青木・奥野編 [1996] 『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会。
- 徳賀芳弘 [2012a] 「規範的会計研究の方法と貢献」『日本会計研究学会第 71 回全国大会統一論題報告資料』。
- [2012b] 「会計基準における混合会計モデルの検討」『金融研究』2012 年第 7 号, 144 頁。
- 中林真幸・石黒真吾編 [2016] 『比較制度分析・入門』有斐閣。
- 藤井秀樹 [2011] 「FASB/IASB 改訂概念フレームワークと資産負債アプローチ」『国民経済雑誌』第

204 巻第 1 号, 29 頁。

—— [2017] 『入門財務会計 第 2 版』中央経済社。

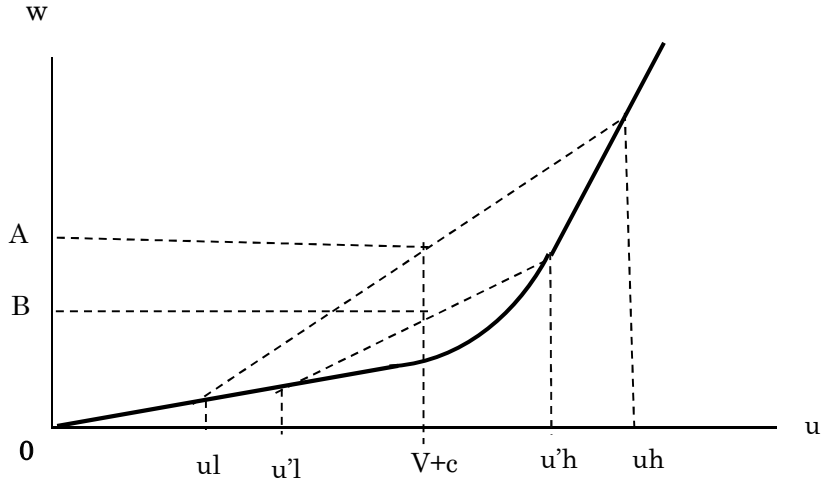
宮本幸平 [2018] 「契約理論による公正価値会計情報の有用性の考察」『会計』第 194 巻第 2 号, 139-144 頁。

—— [2020] 『公正価値会計情報の有用性』森山書店。

補遺 「誘導整合性制約」線と「個人合理制約」線の交点で資金提供者の資金提供額が最小となる理由

以下、中林・石黒 [2010], 104-105 頁、および 133 - 134 頁を参照して説明する。仮に式(5)が等式で満たされないとすると、 $Pu_h + (1-P)u_l - c > V$ となる。この時、 u_h と u_l を同じ大きさだけ少し小さくしても、この不等式は成立する。また式(6)の $(P-p)(u_h - u_l) \geq c$ は、 u_h と u_l を同じ大きさだけ変化させても影響を受けない。そこで資金提供者は、この 2 式を満たしつつ企業に支払う出資金 u_h と u_l を減らすことができる。したがって、 $Pu_h + (1-P)u_l - c \geq V$ が等号で満たされないような u_h と u_l は、プリンシパルの費用最小化とはなっていない。これは矛盾するので、式(5)は等号で満たされ、 $Pu_h + (1-P)u_l - c = V$ が成立する。

次に、式(6)も等式となる。もし等式で満たされないとすると、 $(P-p)(u_h - u_l) > c$ となる。ここで、上述のとおり $Pu_h + (1-P)u_l = V + c$ は成り立つ。次頁の図は、効用関数 $u = u(w)$ において、 w は出資額、 u は効用水準であることを表わす。企業への出資額の期待値 $Pw_h + (1-P)w_l$ は OA で表わされる。



出所：中林・石黒編 [2010], 134 頁。

そして、 $P u'h + (1-P) u'l = V + c$ を満たす効用水準 $u'h$ と $u'l$ を考える。 $u'h$ と $u'l$ が、もとの u_h と u_l と乖離していなければ、もとの前提により、 $(P-p)(u_h - u_l) > c$ が成立する。いま、 $u'h$ と $u'l$ に対応する出資金を $w'h$ と $w'l$ とすれば、図より、出資額の期待値 $P w'h + (1-P)w'l$ (図の $0B$) は、先の $P w_h + (1-P)w_l$ (図の $0A$) よりも小さくなっている。よって、 $(P-p)(u_h - u_l) > c$ のよ

うに等号でないとき、資金提供者は、この条件を満たしながら、出資額の期待値を減少させることができる。これは資金提供者の利潤最大化と矛盾するため、 $(P-p)(u_h - u_l) = c$ でなければならない。

以上より、2式は等式でなければならないから、その交点 (u_h^{**}, u_l^{**}) において、資金提供者の出資額の期待値が最小となる。